

## 河川の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国土交通省	03-5253-8111 (代表)	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
かわまちづくりよろ ず相談窓口「かわよ ろず」	/	水管理・国土保全局河 川環境課河川環境調整 係（中央合同庁舎第3 号館1階）
<p>(概要)</p> <p>「かわよろず」は、次に関連する相談を承ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわまちづくり」支援制度に関する事</li> <li>・ミズベリングに関する事</li> <li>・河川空間のオープン化（河川敷地占用許可準則の特例）に関する事</li> <li>・川の水を利用した発電に関する事</li> <li>・その他、河川の空間及び流水の利活用、河川改修にあわせたまちづくりに関する事など</li> </ul> <p>※来省によるご相談を希望される方は、可能な限り事前連絡をお願いいたします。</p>		
関東地方整備局	048-601-3151 (代表)	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同 庁舎2号館
「山から海をつなぐ かわまちづくり域支 援PT」窓口	048-600-1336	河川部河川環境課
	048-600-1903	河川部地域河川課
都道府県等管理の区間		
<p>「かわまちづくり」とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取組です。</p>		
<p>(注) 河川法許可申請窓口は、国道工事事務所等の河川管理課、出張所です。担当工事事務所等に相談される場合は、所在地及び管轄区域（305ページ～309ページ参照）をご確認の上、お願いします。</p>		

## 河川の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 県土整備部河川課	027-226-3612	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎20階 北側
<p>県で管理する河川に接して住宅や店舗、工場等を建築したいなど、河川との境界を確定したい場合には、所定の書式で申請をお願いします。申請や現地測量等に係る費用は全額申請者負担です。</p> <p>なお、河川区域内や河川保全区域内では、たとえ自己の所有地であっても、工作物を設置するなどの行為には一定の制限があります。事前に、ご相談ください。</p> <p>(注) 河川法許可申請窓口は、土木事務所の施設管理係です。担当土木事務所に相談される場合は、所在地及び管轄区域(360ページ～363ページ参照)をご確認の上、お願いします。</p>		